

第4章 復 旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、市や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

市（各部等）、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

市（総合政策部）は、県及び関係機関と連携して林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。